

# 14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	998	14,467
		① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	10	41
		② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4	0	0
		③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円 × 1/2	3	25
		④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円 × 1/2	223	1,828
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	762	12,573
		所得割額の納付を要しない者	-	38	281
		⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4	0	0
		⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4	0	0
		⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円 × 1/2	1	6
		⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円 × 1/2	24	132
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	13	143
	課税免除	-	1,325		
	⑪ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,250		
	⑫ 法附則32条第2項に該当するもの	-	75		
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	3	20
		⑬ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0
		⑭ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0
		⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0	0
⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの		8,200円 × 1/2	1	4	
⑰ 上記に該当しないもの		8,200円	2	16	
所得割額の納付を要しない者		-	0	0	
⑱ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの		5,500円 × 1/4	0	0	
⑲ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの		5,500円 × 3/4	0	0	
⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの		5,500円 × 1/2	0	0	
㉑ 法附則32条の2第1項に該当するもの		5,500円 × 1/2	0	0	
㉒ 上記に該当しないもの		5,500円	0	0	
課税免除	-	2			
㉓ 法附則32条第1項に該当するもの	-	2			
㉔ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0			
わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	254	1,693	
	㉕ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0	0	
	㉖ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0	0	
	㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	2	8	
	㉘ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	93	381	
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	159	1,304	
	所得割額の納付を要しない者	-	27	107	
	㉚ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0	
	㉛ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0	
	㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0	
	㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	15	41	
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	12	66	
課税免除	-	653			
㉟ 法附則32条第1項に該当するもの	-	616			
㊱ 法附則32条第2項に該当するもの	-	37			
第二種銃猟免許に係る登録	⑳ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0	0	
	㉑ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0	0	
	㉒ 法附則32条第1項に該当するもの	-	12		
	㉓ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0		
	㉔ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0	0	
	㉕ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	4	11	
	㉖ 上記に該当しないもの	5,500円	45	247	
	① ~ ㉓ の 合 計	-	3,361	16,826	